

静岡県と熊本県との災害時の相互応援等に関する協定の概要

1 目的

この協定は、静岡県及び熊本県において、

- ①いざれかの県が、地震、津波、風水害等を被災したときに、必要に応じて、他方の県が迅速かつ効率的に応援を実施すること
- ②平常時においても、防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため相互に協力すること

を目的とするもの。

2 平常時の協力

両県は、平常時において、次の業務に関して相互に協力する。

- ①防災の取組みや相互応援に必要となる情報の交換
- ②総合防災訓練等への職員派遣及び受入れによる研修の実施
- ③防災や危機管理に関する調査研究結果等の共有 など

3 災害発生時の応援

いざれかの県が被災した場合、応援要請を受けた県は、次の実施に努める。

- ①災害応急措置等に当たる職員の派遣
- ②避難所や災害対策本部等で必要となる物資、資機材の調達及び配送
- ③その他、被災県が要請した措置

4 災害復旧時の応援

災害復旧に当たって、被災県から応援要請を受けた県は、災害復旧事業に従事する職員の派遣等に努める。

5 要請によらない応援

大規模な災害で被災県との連絡が取れないときは、他方の県は、独自に情報収集のための職員派遣や、応援を行うことができる。

6 費用負担

応援に要した費用は、原則として被災県の負担とするが、これにより難いと両県が判断した場合は、この限りでないものとする。